

Title	明治前期民事判決原本における代人の活動事例：京滋阪地域の事例
Author(s)	三阪, 佳弘
Citation	阪大法学. 2022, 71(5), p. 313-355
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87399
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

——京滋阪地域の事例——

三 阪 佳 弘

本資料は、明治前期民事判決原本データベース⁽¹⁾（以下「民事判決原本DB」という）に現れる「代人」業を営んだと推測される人びとのうち、京都、滋賀、大阪地域において明治後期まで活動が確認される七名の判決を、その概要と共に整理したものである。

筆者は、これまで民事判決原本DB中の京都・滋賀・大阪地域の諸裁判所の判決と京都・滋賀の弁護士会所蔵文書群を用いて、さまざまなレベルでの連携関係を弁護士と維持しながら、「モグリ・三百」と称される「非弁護士」層が、当該地域での法的サービスの需要充足に一定の役割を果たしていたと考えられる状況を分析してきた⁽²⁾。そこで分析の対象としたのは、弁護士会が把握する弁護士事務所員、「特定名簿」指定者層⁽³⁾などである。弁護士層が、明治末期には法的サービスの提供者としての十分な法学識と専門職としての団体性によって、その地位を確立していくのに伴って、これらの「非弁護士」層は、次第に弁護士会による排除・規制の対象とされるようになる。しかし上述した構造は根強く残り続けた⁽⁴⁾。

なぜそうした構造が残存し続けるのかを考えるためには、法律事務所事務員や「特定名簿」指定者層（「不認可事務員」層・「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層）を利用する「一般訴訟人」の視点から、かれらが法的サービ
 ス需要充足の要求にどのように応えたのか、その活動の質的な面での検討が不可欠であろう。そして、実際に、明治後半期においてなお法律事務を取り扱う際に依拠しえた技量・能力の源泉を、かれらの「代人」⁽⁵⁾としての明治前期の経験に遡ることができないだろうかと考え、京滋阪地域について民事判決原本DBを用いて量的な分析を筆者は試みてきた。その結果、明治後半期にも活動しており、京滋の弁護士会によっても把握されていた「特定名簿」指定者層のなかに、明治前期に代人として活動していた世代が残存していることが明らかとなり、かれらの関与する明治前期民事判決原本が、その活動態様あるいは技量・能力を質的に検討する素材となりうるだろうと想定した⁽⁶⁾。そこで、こうした層のなかで、関与判決数の多い明治前期の「代人」業層の活動実態を、判決から明らかにする作業を進めたのが「明治前期民事判決原本にあらわれた代人——一八七七—一九〇年の京滋阪地域の代人の事例」（以下「前稿」という⁽⁷⁾）である。

前稿では、判決文の史料としての限界を自覚しつつ、ここに登場する明治前期の「代人」業層は、確かに「両替商」「質屋業」等の肩書をもつて貸金返済に関わる事件に多数関わりながら、当時の地方庁が繰り返し人びとに利用を禁じた無資格者として、「三百代言的な臭い」を漂わせて活動していたことを指摘した。しかしながら他方、免許代言人と対等に渡り合えるまでの技量・能力あるいは経験をかれらが備えていると感じさせられることも事実であり、また狭い地域の村落内あるいは村落間の人的関係のなかで一定の信頼を得つつ、そこに根ざした紛争に密着していたことも指摘したところである。この点に関連して、橋本誠一は、この時期のある一人の代人について詳細な分析を加えた労作⁽⁸⁾のなかで、旧来の「三百代言」イメージとは異なる歴史像を描く可能性を示唆して、次のよ

うに述べている⁽⁹⁾。すなわち、当該代人が、宮家や地方名望家など (principal) と継続的・人格的な社会関係を築き、その社会的ネットワークのなかで代人 (agent) としての業務を請け負っていたとし、この社会的ネットワークのなかで代人活動を継続するためには本人 (principal) の信頼を確保し続けることが必須であり、もしそうであれば、「三百代言」的な自己利益を追求することなど容易にできないという関係が、本人との間で成立していたのではないかと指摘されている。この指摘は、前稿で筆者が得た感触とも附合するところであり、代人が関わった判決の質的分析を行ううえで、当該代人の社会的位置付けを考えるための有益な視点を提供するものと考えられる⁽¹⁰⁾。

本資料は、上述のような最近の研究で示された新たな視点で明治前期の「代人」業層の社会的位置付けを解明するための基礎資料として、前稿において積み残した七名の「代人」業者の関わった判決群（「表 明治前期民事判決原本DBにあらわれた代人関与事件一覧表」）を付け加えるものである。紙数の関係上、まず「資料」の形で掲載することとして、その分析については別稿を予定している。

「表 明治前期民事判決原本DBにあらわれた代人関与事件一覧表」凡例

一 本表では、代言人の氏名を除くほかは、原告等等の氏名の一部をアルファベットに置き換えて匿名化している。「代人」業者についても同様であるが、注(1) 拙稿①②③で匿名化のために付した記号(アルファベット+アラビア数字、[100]等)も併記している。

二 裁判所についての略記号については以下の通りである。「区」＝区裁判所、「裁」＝一八八二年一月以前の地方裁判所、「支庁」＝地方裁判所および始審裁判所の本庁に対して設けられた支庁、「始審」＝始審裁判所、

「治安」＝治安裁判所、「大阪控訴」＝大阪控訴裁判所、一八九〇年以後は大阪控訴院、「大阪上等」＝大阪上

等裁判所。

三 判決に関係する者の住所については、府県名は省略し、郡区とそのもの町村名のみを記載している。表中に登場する町・区・郡と府県との対応は以下の通りである。

大津町、犬上・愛知・神崎・蒲生・栗田・甲賀・坂田・高島・西浅井・野洲各郡は滋賀県、上京・下京各区、愛宕・紀伊・久世各郡は京都府、東・西・南・北各区、西成郡は大阪府、神戸区、川辺・揖東各郡は兵庫県、足羽・今立・遠敷・敦賀・丹生・吉田各郡は福井県、大野郡は石川県、京橋区は東京府である。

四 表中右端の欄については、以下の通りである。

「原告」「控訴」「被告」「被控」の場合は、当該代人業者が、本人としてその訴訟に関わっていることを示す。なお「原告+代言」「原告+代人」のように間に「+」記号が挿入されている場合は、本人として加わり、ともに、代言人もしくは代人を用いていることを示す。「原告代人」「控訴代人」「被告代人」「被控代人」は、当該代人業者が、原告、控訴人、被告もしくは被控訴人の代人として訴訟に関与したことを示す。「代兼」は本人と同時に他の被告の「代人」として関与していることを示す。相手方については、「本人」≡本人訴訟、「代人」≡代人を立てた訴訟、「代言」≡代言人を立てた訴訟であることを示す。当該代人業者が勝訴している場合は○（請求の一部認容は△）、敗訴している場合は●を記している。

- (1) 国際日本文化研究センター・民事判決原本データベース (<http://db.nichibun.ac.jp/ja/category/mnjihm1>)。
 (2) これまでの分析については、以下を参照。

- ① 「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」法と政治六一―II、二〇一一
 ② 「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士——続・近代日本の地域社会と弁護士」阪大法学六三―II、二

〇二二

③ 「明治前期民事判決原本にあらわれた代人——一八七七—一九〇年の京滋阪地域の代人の事例」阪大法学六三—三・四、二〇一三

④ 「近代日本における『前段の司法』とその担い手——一八八〇年代滋賀県彦根地域の民事判決原本にあらわれた代人と代人を素材として」中村浩爾・桐山孝信・山本健慈編『社会変革と社会科学 時代と対峙する思想と実践』昭和堂、二〇一八

⑤ 「明治期日本の地域社会における『前段の司法』とその担い手の多様性」三阪佳弘編『前段の司法』とその担い手をめぐる比較法史研究』大阪大学出版会、二〇一九

⑥ 「大阪代言人組合成立期の代言人と代人——一八八〇年前後における大阪の民事紛争解決の担い手」石川一三夫・矢野達雄編著『裁判と自治の法社会史』晃洋書房、二〇二〇

(3) 明治後半期に京都・大津各地方裁判所弁護士会が検事局の仲介によって連携し、非弁護士層（「モグリ」〔三百〕）をあらかじめ弁護士会が作製した名簿に指定し、そうした人物を事務所の事務員として訴訟事務に使用しない、あるいは訴訟の紹介を受けないこととした制度。前掲注（2）拙稿①参照。

(4) この点については、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』法律文化社、二〇〇五参照。

(5) 代人については、橋本誠一「大審院法廷における代言人・代人——一八七五年—一八八〇年」法政研究一四—三〇四、二〇一〇、前掲注（2）拙稿④⑤等を参照。

(6) 前掲注（2）拙稿②、三〇七頁以下参照。

(7) 前掲注（2）拙稿③に該当する。

(8) 橋本誠一「代人松尾治太郎——ある無免許代言人の実像」前掲注（2）『裁判と自治の法社会史』所収。

(9) 前掲注（8）橋本前掲論文、二四〇—二四一頁参照。

(10) たとえば、本資料中「M井N誠」〔F15〕について例にとると、その活動が、西本願寺との間の継続的な関係に依拠していることが推察される。

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
代人	(滋賀県 平民)	M井J三 (F100)	預け公債証券取戻の訴訟。原告が被告に預けていた金緑公債証券の返還を求めたが、被告は融通のため原告から預かっていたので返済できないと抗弁するが、原告は保護のため預けていたに過ぎず、必要となったので返済を求めた。裁判所は原告の主張を認めて被告に返済を命じた。	被告 代人	●	代人
			原告は、被告に対して金緑公債証券取戻の訴訟を提起した。本件金緑公債証券は、原告所有のものではなく、訴外A、Bらの所有にして、原告はそれを預かり中負債の抵当として、訴外Cに預け、貸し金700円の抵当に差し入れている。判決は、原告はCの債主である被告に公債証券取戻を求めたが、そもそも被告らが本件証券を有しないことも明らかであるし、原告と直接の関係の無い被告らに本件証券の取戻を求めることができないことは明らかである、として原告の訴えを斥けた。	原告	●	本人
代人		O川T (O川S 妻)	原告は被告B東に貸し金をなし、B東はその抵当として被告O川名義の金緑公債証券を差し入れた。原告は貸金返済が滞る被告B東に、当該金緑公債を売却して返済を求めて出訴した。B東とO川は、本件金緑公債はO川に無断でB東によって作成された委任状に基づいて本件抵当に差し入れられたものであり、本件金緑公債証券売却による弁済はできないと抗弁した。判決は、被告らの主張は、本人らの口頭による主張に過ぎず信任できないものとして、原告要求通り当該証券売却による貸金返済を命じた。	原告 + 代言	○	代人
			(原審は20510008・891、大津地方裁判所彦根支庁明治16年12月28日判決) 貸金催促の控訴。控訴人(原審被告)は、訴外Aに自己所有の公債証券を預けていたところ、Aが当該証券を担保に被控訴人(原審原告)に250円の借財をし、その返済を滞らせた。被控訴人はその返還を求めた第1審で勝訴したが、控訴人はこれを不服として控訴した。控訴人は、当該公債証券はAに預けただけで、抵当に差し入れることを許諾していないし、Aは被控訴人の委任状を偽造して借財を行っていると主張するが、判決は、いずれも認めず原審のままとして控訴人は敗訴した。	被控 訴人	○	代人
代言人	上京区北 小路町寄 留 上京区壺 屋町 上京区場 ノ町	谷口文次 郎 = T 木・MY 代言 中山本太 郎 = HJ 作代言 堀田康人 = N村代 言	預け金取戻の訴訟。原告は、被告ら4名の共同経営に係る企業体に預け金1300円をしていたが(日歩3厘)、本裁判において元利合わせて1528円93銭の返済を求めた。①原告N村弥三郎は、当初企業体のために借り入れたことは事実だが、すぐにN村個人の負債として本人の家屋土地を抵当として契約更改したと主張する。ただ、この抵当が二重抵当であったため現在入獄中から今から1ヶ月後でしか返金できないと主張。②被告HJ作は、本負債はN村1人が消費したものであると主張。③T木とMY三郎は、本企業体として負債を負う場合は限定されており、この負債はN村個人のもので、押印もN村個人の代理人N川が勝手に押印したものに過ぎないと主張。判決は、①について、本負債は、本企業体の必要のためのものであり、N村個人のものとは考えられない、そもそもその契約更改が二重抵当となっている以上、契約更改も成立していない、②について、HはN村個人の負債と主張しているが、N村二重抵当事件の時は、本企業体のための負債だと明言している、③N村とその代理人が勝手に押印して負債を負ったという証拠はない、以上の理由から被告らは原告に本訴金額全額を弁済すべき旨命じた。	原告 代人	○	代言人
代言人	上京区北 小路町寄 留(大阪 府)	谷口文次 郎	手形金請求の訴訟。原告は、被告2名(Y森、U原)が記名者であるその子の後見人として連署した手形の金額125円の支払いを求め、明治19年2月に勧解を経たが調わず、訴訟を提起(書証内容が不明のため事実関係が不詳である——三阪注)。被告側は、実質200円分の支払い義務はあるがその余は支払い義務は無いと抗弁した。判決では原告の主張を認め、手形金125円と明治19年2月の勧解手続出願以降の利子を加えて被告に支払いを命じた。	原告 代人	○	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人 (代兼を含む)	原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)			
【M井 J 三 (F100) 担当事件】										
1	20200021 ・45	18820911	京都 始審	北区堂島 中	I 田 U 三 郎	代人	(滋賀県 平民)	I 田 宇 兵 衛	下京区和泉屋 町	M 井 K
2	20200022 ・48	18821121	京都 始審	(大津) 中保町	M 井 J 三 (F100)				下京区手洗水 町 下京区傘鉾町	K 岡 I 兵衛 I 田 興 助
3	20510008 ・891	18831228	彦根 支庁	大津仲保 (中保) 町	M 井 J 三 (F100)	代言人	彦根 芹 橋	鯉江与惣 次郎	大上郡下ノ郷 村 同彦根 芹 橋	B 東 Y 八 O 川 S 三郎
4	20000072 ・279	18840328	大阪 控訴	彦根 芹 橋	O 川 S 三 郎	代人		S 牧 T 次 郎	大津仲保町	M 井 J 三 (F100)
5	20200030 ・64	18860316	京都 始審	下京区弓 矢町	W 田 T カ	代人	上京区法 林寺門前 町寄留	M 井 J 三 (F100)	大津白玉町 上京区北小路 町 下京区東塩小 路町寄留 下京区東塩小 路町	T 木 B 平 M Y 三郎 H J 作 N 村 S 兵衛
6	20200030 ・125	18860914	京都 始審	下京区式 部町 (上 京区法林 寺門前町 寄留)	H 岩 K マ	代人	上京区法 林寺門前 町寄留	M 井 J 三 (F100)	下京区桜ノ町 寄留 下京区井筒屋 町寄留	T 杉 Y 郎 Y 森 J 三郎後 見人 : Y 森 G 三郎 U 原 H 三郎後 見人 U 原 H 兵 衛

資 料

被告・被控訴人代理人 (代理人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側	
代人	上京区法 林寺門前 町	M井 J 三 (F100)	<p>預金取戻ノ件（原審は20200030・64、明治19年3月16日京都始審裁判所判決）。原審原告（被控訴人）は原審被告（控訴人）X₁とX₂と訴外A、Bが共同で営む企業体に1300円の預け金を行った。その際、書証には、AとX₁の代理人とされる訴外Cの名義で文書が取り交わされていた。被控訴人は、この預け金の返済を求めた。控訴審では、①AとX₁の負債が、本件企業体の業務範囲内であるかどうか、②AはX₁、X₂ら共同経営者の代理人と見なしうるのかどうかを判断した。まず、X₁、X₂らは本件企業体の出発時からすべてAに経営を委ね、自らこれらの営業に従事せず、Cを代理人として差し出していたことは第1審でも認めているとおりである。つぎに本件負債が本件企業体の常務に属することはX₁らも認めているし、あらかじめ証書において本件企業体の借入先を限定しているという事実も証明できていない。したがって、AとCが本件負債を行ったことはX₁らも責任を分担する本件企業体の営業範囲内のことであり、控訴人らは返済義務を免れない。原審京都始審裁判所判決を維持する。</p>	被告 代人	○ 代理人
代言人	西区江戸 堀上通	奥繁三郎	<p>原告主張は、①明治14年10月1日に、訴外A（K田義之）を周旋人として、被告名義の額面500円のみ禄公債証書を、300円分を代金180円、残り200円分を同種の証書と交換することを、原告契約を締結、②それに基づき、残額200円分について、原告代人訴外B（M田善三郎）と被告代人訴外C（I田義孝）とで合意（甲2）、同種公債200円分を交付し、売買を完了（甲3）、③しかし被告はその後も名義変更を拒否したので、示談金156円を支払う代わりにすでに交付した同種公債200円分を返却する旨の約定（乙1）をしようとしたが破談、④以上の経緯をふまえて、当初の約定通り、500円のみ禄公債証書の名義書換を請求する。被告は、甲2、甲3について被告の印影を盗用して合意された不真正のものとして、②③の事実を否認した。判決は、①の約定が成立していること、甲2・甲3も真正のものとして判断し、原告が本件公債証書の所有権を得たものと認定し、被告に対して、本件証書の原告名義への書換をするよう命じた。</p>	原告 代人	○ 代理人
代人	上京区孫 橋町	M井 J 三 (F100)	<p>被控訴人（原審原告）より控訴人（原審被告）に対するみ禄公債証書名義付替差拒解除の事件（原審は20200032・55、明治20年4月27日京都始審裁判所判決）。原審被告（控訴人）は、①本件公債証書を明治14年10～11月に紛失し、京都府へ名義書換・利子下付停止を申請、②明治19年12月になって、原審原告（被控訴人）から名義書換の依頼があり、同12月13日に訴外C（I田義孝）を介して、示談する約定（乙1）を結ぼうとしたが結局破談、③原審原告は京都始審に本件を訴え、その請求が認容されたが、④乙1が正当に成立とされるのであれば、まずそのときの示談金156円を原審原告は支払ってから③を提起すべきであり、原審に承服できない、とする。判決では、①本件公債証書の売買は真正に成立したものであり、原審被告は本件売買を認諾したものと、②原審被告は、明治14年11月に本件公債売買に当たり、300円分を代金180円支払い、200円分を同等証書の交換を条件に約定し、200円分の公債証書を手交したとするが、口頭の陳述にとどまり、証拠はなく、また、もし手交したとすればわざわざ乙1のようなならざる示談金156円支払いの約束をするはずもないので、結局本約定は履行されていないと判断でき、乙1の約定は、原審被告が本件公債の名義を変更するかわりに、原審原告が156円を支払うという約束と解することができる、その契約は成立している。③したがって原審原告は、乙1の約定に従って原審被告に対して名義変更を求めるべきである。しかるに本訴の要求はこれによらないので不条理である。以上より、原審京都始審裁判所判決は取り消し、原審原告（被控訴人）の要求は成り立たないとする（20000084・77としても掲載）。</p>	被控 訴人	● 代理人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
7	20000081 ・99	18861130	大阪 控訴	下京区徳 万町 大津白玉 町	T木B平 MY三郎	代言人	西区江戸 堀上通	洪川忠二 郎	下京区弓矢町	W田Tカ
8	20200032 ・55	18870427	京都 始審	下京区五 条橋東	Y村C兵 衛	代人	上京区孫 橋町	M井J三 (F100)	久世郡淀新町	A部S藏
9	20200032 ・56	18870820	大阪 控訴	久世郡淀 新町	A部S藏	代言人	西区江戸 堀上通	奥繁三郎	下京区五条橋 東	Y村C兵衛= 陶器商

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
			<p>起業公債証券取戻の訴訟。原告は、明治13年11月中起業公債証券3950円分を抵当として、2175円を被告から借り受け、明治14年3月頃返済すべきか尋ねたが被告は失踪中で、被告父との間で、帰宅すればすぐに返済方行う旨約束(甲1)、その後ようやく被告所在がわかり、借元金2175円と延滞利子1153円30銭を返却する代わりに、被告父と約束した甲1に従い、抵当公債証券とその利子1777円50銭の返却を求めた。被告は本件貸借についてはまったく不知であるとともに、被告父はかつては義親であったが、すでに養親子関係は解消しているのであり、原告の言う甲1に従う必要も無いので、返却に応じがたい。</p> <p>判決は、被告の父であったとしても、父の約束が被告を拘束するはずもなく、また本件貸借の存在も証拠上認められず、原告の請求は認められないとした。</p>	被告	○	本人
代兼人 代人	上京区孫 橋町 同条上立 売堀町	M 井 J (F101) = T 杉ら 7名代人 N西 = H 田代人	<p>原告より被告 T 杉他 6名に対する連帯貸し金請求の訴訟。原告は、明治17年に被告らに2800円を貸与し、その後も貸し増しないしは返済入金もあったが、明治18年8月8日段階で2200円の貸し金となった。その後月20円ずつの月賦返済の約定をした(甲2)が、それも滞り、勧解を申し立て、明治20年12月13日月10円の月賦返済とした(甲3)。その後明治21年4月から再度滞ったので、原告は被告らの財産を差し押さえ、元利金2635円40銭の返済を求めたものである。被告らは、勧解成立時と甲3の月賦返済の約定成立時に一定金額を支払い、返済を怠っていないと抗弁した。判決は、被告らが返済したと主張する分は、勧解成立時に支払うべきそれまでの延滞利子に相当し、またその後の返済額についてはその半分について支払ったとみるべき証拠が無く、被告の抗弁は成り立たないとし、原告の請求を認めた。</p>	被告 代兼	●	代言人
代人		S 川 K了 = M 井 G 七代人	<p>(原審は20200034・119、明治22年3月30日京都始審裁判所判決) 控訴人より被控訴人(原審被告)に係る起業公債証券に関わる事件。被控訴人(原審被告) M 井 J 三が失踪中に、同父訴外 A が原告と締結した約定書には拘束力が無く、また M 井 J 三が失踪していたという事実も認められないので、控訴人の主張は信任できない。原審判決の通り、控訴人の請求は認められない。</p>	被控 訴人	○	本人
			<p>原告より被告らに対する約束手形金請求の訴訟。原告は、被告らが訴外 A に振り出した約束手形を期限目前に入手し、被告らに連帯して弁済を求め、被告 Y 田は弁済義務を認めつつ1週間の猶予を求め、被告 I 上はすでに一部入金をしているので連帯での返済義務は免れるべきと抗弁した。裁判所は、返済猶予を原告が否定しており、また一部弁済の主張についても口頭にとどまるものとして認めず、被告らによる連帯による弁済を命じた。</p>	被告	●	本人
代言人	西区江戸 堀北通	窪田熊大 郎	<p>(原審は20200035・113、明治22年3月30日京都始審裁判所判決) 原審判断の通り、控訴人(原審被告)らが支払ったとする金員は元金充当分では無く利子に充当すべきものと考えられるので、控訴人は被控訴人(原審原告)に連帯して返済することを命じる。ただし、原審被告中 T 杉とその妻子計3人より請求額2635円40銭中の1000円を被控訴人は受け取り解認、600円は Y 森より領取したので、残り1035円40銭を控訴人は連帯して返済することを命じる。控訴人の返済金額は原審より減額された。</p>	控訴 代人	△	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
10	20200034 ・119	18881023	京都 始審	大津上平 蔵町	N村K二 郎・後見 人T岡K 二				上京区孫橋町	M井J三 (F100) =両替商
11	20200035 ・113	18890330	京都 始審	上京区坂 本町	H岩Kマ	代言人	東区今橋	窪田熊太 郎	下京区桜ノ町 同上 同上 下京区中ノ町 大津菟原町 下京区大文字 町 同大宮町 下京区四条町 同上京区裏築 地町	T杉Y太郎 同妻 = T杉R 同長女 = T杉 S I井K兵衛 Y野T造 Y崎T太郎後 見人Y崎E蔵 Y森J三郎後 見人Y森G四 郎 U原H三郎後 見人M井J三 (F101) H田M助
12	20000094 ・55	18890426	大阪 控訴	大津上平 蔵町	N村K郎 =後見人 T岡K二				上京区孫橋町	M井J(F10 1) = 両替商 参加被控訴人 = M井J一相 続人参加被控 訴人M井T朗 後見人M井G 七
13	20200462 ・114	18890720	京都 治安	上京区孫 橋町	M井J三 (F100) =両替商				上京区堀川下 ノ町 下京区天王町	Y田Y次郎 I上T通
14	20000097 ・51	18891025	大阪 控訴	下京区 同大文字 町 大津 下京区四 条町	I井K兵 衛 Y崎T太 郎・後見 人Y崎E 蔵 Y森J三 郎・後見 人Y森G 四郎 U原H三 郎・後見 人I井K 兵衛外三 名	代人	上京区孫 橋町	M井J (F101)	上京区坂本町	H岩Kマ

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代人の立場／ 勝敗／相手側		
代人	南区谷町筋	M宅K三郎	(原審は20200036、明治22年9月25日京都始審裁判所判決、原審にはM井J(F101)は関与せず)控訴人(原審原告)より被控訴人(原審被告)に対する預け公債証券取戻の訴訟に対する控訴。控訴人(原審原告)は、被控訴人(原審被告)に金球公債証券を預けていたが、その後、同証券の返済もしくは代金522円と利息285円の支払いを求めて訴訟を提起した。被控訴人は同証券を抵当に入れて資金を得ることを数回繰り返し運用していたが、明治20年に、両者間の債権債務関係を整理するために、本件証券とそれ以外の債務をまとめて合計2000円の借用証券(甲10)に更改し、抵当として陶器2000円相当を差し入れた。同年8月に、被控訴人は控訴人に陶器売却を委任し、売却代金を持って本件証券の弁済を行い、なお残る債務については出世証文とすることとした。原審では、抵当陶器売却を以て本件証券の弁済を行ったとする被控訴人の主張を認めなかったが、控訴人においても、甲10で取り決めていた陶器売却の代金による債務の精算を被控訴人立ち会いの下行わなかったことを指摘し、その精算実施無しに原審を提起したことは、甲10の約定に反するものとして原審原告の請求を認めなかった。控訴審においても原審の判断を維持して、控訴人の請求を認めなかった。	控訴人	●	代人
			原告による被告に対する約束手形金請求の訴訟。原告は訴外F川から貸金返済金として、被告が振り出した当該約束手形を受領し、その満期時に被告に弁済を求めたが、弁済がなされなかったため本件請求に至った。裁判所は、被告は召喚を受けたにもかかわらず出廷せず、原告請求を認めた。	原告	○	本人
			(原審は20500009・85、明治23年8月29日大津治安裁判所判決)控訴人(原審被告)は、37円の約束手形を引合人F川にふりだしたことを認めるが、それはF川に頼まれて、本来弁済すべき金員は無いにもかかわらず、現金引き換えをしない約束でふりだしたものに過ぎず、手形の体裁も条例に反する形式であること、原審が控訴人欠席のまま審理尽くさないまま判断したと主張。裁判所は、約束手形の形式に条例に反するところは無く、第一受取人裏書きで所有権が適法に移転しており、控訴人の抗弁は採用できないとして原審の判断を維持した。	被控訴人	○	本人
			(原審不明)控訴人は、その後見人である訴外Aの借財返済に絡んで、原審において、控訴人の金銭やタンス等を差し押さえることは不当であり、それら物品差し押さえの取消を求めた。判決では、控訴人とその後見人は、表面上営業を分かち、戸籍も分離しているが、その実Aが営業し、控訴人方にある物品はAの所有物と推定することができる。したがって判決は、押さえは正当であると判断し、控訴人の請求を斥けた。	被控訴人	○	代言人
代人	下京区・祇園町	A尾I助	原告が貸金返済を求めたのに対し、被告(F05)はこれまで月3歩の利息を支払ってきたが、明治10年太政官第66号布告(利息制限法)に基づき年2割に引き直し、過払い金を元金償却に充てるよう原告(Y田)に求めた。判決は被告の主張を認め、過払い金を差し引いた額のみの返済を認めた。	被告+代人	○	代言人
			被告は、毎月3円づつ返済し皆済したと主張するが立証できておらず、原告請求通り貸金を返済することを命じた。	被告	●	本人
			貸金催促の詞訟。被告は残金皆済の旨主張するが、証拠が無いので採用できず、原告の請求を認める。	被告	●	本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
15	20000104 ・ 6	18900214	大阪 控訴	上京区西 葦堂町	K社M秀	代人	上京区孫 橋町	M井 J (F101)	下京区八坂上 町	M山D七外 3 名
16	20500009 ・ 85	18900829	天津 治安	上京区孫 橋町	M井 J 三 (F 100) = 両替商				大津町金塚	Y中 I 太郎
17	20500181 ・ 9	18901129	天津 地方	滋賀郡大 津町寄留	Y中 I 太 郎				上京区孫橋町 同下京区本町	M井 J 三 (F100) 引合人 F川 K ッ
18	20200263 ・ 27	18910618	京都 地方	上京区笹 屋町 同上東川 端疎水前 中川町	H井M次 郎 M川 S 助	代言人	上京区大 門町	大河内源 次郎	上京区孫橋町	M井 J 三 (F100) = 両替商
【H川 S 郎(F105)担当事件】										
1	20200017 ・ 162	18811206	京都 裁	下京区宮 川筋	Y田 T 文	代言人	下京区亀 屋町	奥本恵次 郎	下京区末吉町	H川 S 郎 (F105)
2	20200308 ・ 118	18820722	下京 治安	下京区	O田 A 孝				下京区末吉町	H川 Y 重 H川 S 郎 (F105) H川 D 次郎
3	20200309 ・ 0008- 01	18820810	下京 治安	下京区元 町	O田 A 孝				下京区末吉町 同吉原字町	H川 S 郎 (F105) H瀬 K 次郎

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場/ 勝敗/相手側	
代人	上京区前 之町	U原K右 衛門	先行事件(20200017・162)に関わる立替金支払いの要求。先行事件原告Y田T文の代理人奥本が原告として、被告H川S郎(F105)に対して立替金の返還を求めた。被告は、Y田と奥本が、先行事件で認められた過払い金の償還を被告に対して返還していないので、原告の請求には応じられないと抗弁した。判決は、被告がすでに2円をY田に対して行っていることから、被告は本件返済義務を自認しているとして、被告に立替金の支払いを命じた。	被告 + 代人	● 本人※ 本人が 代言人
代兼	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の訴訟。被告は金銭を借用したことを認めるが、その利息は月1銭6厘6毛と記載しているが、実際には月1割の利子を当初から差し入れていた。したがって、その差額を過払い金として差し引いて返済する旨を申し立てるが、判決は、提出した書証からその主張は立証されず、原告請求通りに返済すべきこととする。	被告	● 本人
			貸金催促の訴訟。被告は債務を認めながら返済を怠ったため、判決は、全額の支払いと身代限りによる償却を認める。	被告	● 本人
代人	上京区十 念寺前町	N村M兵 衛	手形金不渡の詞訟。本件被告の抗弁は無証の申立て、原告の申し立て通り、請求額の支払いを命じた。	原告	○ 代人
代兼	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の訴訟。被告はすでに償却したことを主張するが書証の無い主張であり、判決は、被告に返済を命じた。	被告	● 代人
			預金取戻の訴。被告は本件金銭は、訴外Y田1にかかわる揚代金であり、別に示した金額を控除して支払うべきものと主張するが、原告はY田1他1名の借金返済のためにY田2から受け取り、その後被告に預けたものであるとする。判決は、原告の申し分を認めて、被告は返済すべきとする。	被告	● 代人
代兼	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)	原告(O村)は被告(K川、H川S郎(F105)ら4名)に貸金返済を求めたのに対し、被告は、明治16年9月に利息の内へ返済した67円25銭を差し引かなければ返済に応じがたいと答弁した。被告が67円25銭を返済した証拠が無く、判決は被告に貸金返済を命じた。	被告 代兼	● 本人
			貸金催促の詞訟。京都始審裁判所の裁判に対する控訴(原审は不明)。控訴人は被控訴人から借財をしたことは事実だが、被控訴人代人のT村に利息の一部を支払い済みで、返済に当たってはそれを控除すべきと主張した。判決は、T村に支払いを行ったことは認められるが、それが利子に充当されるとは認めがたく、被控訴人請求額通りに支払うべきとする。	控訴人 + 代人	● 本人
代兼	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の詞訟。被告は、原告が支払いの猶予を認めた旨主張するが、証拠が無いので採用できず、判決は原告の請求を認める。	被告	● 本人
代兼	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の詞訟。被告は貸与されたことは認めるが、本件訴訟までに10円を入金し、明治17年5月に返却する旨の約束をしたし、被告代兼のH川S郎(F105)も延納を約束したと主張するが、判決は、いずれも証拠が無いとして原告の申し分を認める。	被告 代兼	● 本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
4	20200309 ・144	18820830	下京 治安	下京区亀 屋町	奥本恵次 郎=代言 業				下京区末吉町	H川S郎 (F105)
5	20200318 ・31	18830924	京都 治安	下京区亀 井町	U田J吉				下京区橋上町	H S川D次郎 H川S郎 (F105) =代兼
6	20200318 ・136	18830929	京都 治安	下京区元 町	O田A孝				下京区吉文字 町	H瀬K次郎 H瀬Mヨ H川S郎 (F105)
7	20200325 ・45	18831124	京都 治安	下京区末 吉町	H川S郎 (F105)				愛宕郡下鴨村	K川
8	20200321 ・123	18831206	京都 治安	上京区市 ノ町	A倉Y鉄	総理代 人	上京区祇 園町寄留	H K平	下京区末吉町	H川Y重 H川S郎 (F105) =代兼
9	20200327 ・6	18831206	京都 治安	下京区弁 天町	T木K盛	代人		A川Y兵 衛	下京区末吉町	H川S郎 (F105)
10	20200027 ・4	18831227	京都 始審	下京区稲 荷町	O村I助				上京区下丸屋 町他	K川M助 K川T次郎 H川Y重 H川S郎 (F105) = 上 記3名代兼
11	20000072 ・262	18840017	大阪 控訴	下京区下 末吉町	H川S郎 (F105) 外3名	代人		S水J吉	下京区稲荷町	O村I助
12	20200336 ・6	18840426	京都 治安	下京区博 多町	K田重吉				下京区末吉町	H川Y重 H川S郎 (F105) =H川Y代兼
13	20200336 ・37	18840430	京都 治安	下京区松 が枝町	H田T造				下京区宮川筋 下京区末吉町	O谷T次郎 H川Y重 H川S郎 (F105) =H川Y代兼

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側		
代兼 代人	下京区・ 末吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の調託。被告は本件債務を月賦で払う旨約束したと主張するが、証拠が無いので採用できず、判決は、原告請求通り直ちに全額を支払うべきものとする。	被告 代兼	●	本人
代人	(京都府 平民)	O野S三 郎	貸金催促の調託。審理中に分明となった弁済されていない借財を双方で確認し、判決は、その額について、被告は弁済すべきと判断した。	原告 代人	○	代人
代兼	下京区・ 末吉町	H川S郎 (F105)	貸金催促の調託。被告2名は、当該債務について、内金10円を支払い、H川八重は連帯債務から解放されたと主張するが、いずれも証拠が無い抗弁とみなし、判決は原告の請求を認める。	被告 代兼	●	本人
			貸金催促の調託。被告は呼び出しに応じず、欠席したため、原告主張通りとする。	被告	●	本人
代人	(京都)	I西H兵 衛	(伏見区裁判所判決に対する控訴審。なお原審は不明) (20200258・2判決と同文。本表ではこちらを掲載した)。控訴人K村Gは、訴外Aに300円の預け金をしていたところ、入用により100円の返礼を求めたが、A不在のためAの手代訴外Bが被告に立て替えを求めそれを以て返礼にあてた。その際被控訴人は、K村Sらに預かり証を書かせた。その後Aは被告に100円を返却したが、被控訴人は上記預かり証をもって訴外BとK村Sらに返済を求めて動解を申し立て、結局BとK村Sらは80円を返却しさらに残額の借用証を作成して動解済口となった。控訴人らはK村Sは当時病気でこのような借用をするはずもない等を申し立て、80円の返済と借用証の破棄を求めたが、原審では認められなかったので控訴した。控訴審では上記80円の借用証は、K村Sが当時病気があったとしても、連署が真正である以上その抗弁は成り立たないとして、原審判決を維持し控訴人の訴えを斥けた。	原告 代人	●	代人
代人	紀伊郡東 九条村	K村S忠 (H39) =被告父	(伏見区裁判所判決に対する控訴審。なお第1審判決は不明) (20200258・6判決と同文。本表ではこちらを掲載した)。貸金の催促。事実関係について、提出されている書証が不明のため、詳細は不明。原告と訴外Aとの間の債務(元利合わせて100円)を被告が譲受し、それをもとに被告が原告に返済を求めたが、被告提出の書証が真正に作成されたものとして認められず、被告の請求を認めなかった。	被告 代人	●	代人
			貸金催促の調託。被告は明治16年8月22日まで大阪府に寄留していたが、本来は京都府民であり、原告が被告に対して大阪始審裁判所に起こしたのは管轄違いであると主張するが、原告が起訴したのは8月21日であり、管轄違いに当たらない。本案については原告が示す借用証書は、原告が訴外Bとの間の債務に関わるもので、被告が返済する義務を負わないと主張するが、証拠が無いのでその主張を採用せず、原告請求通り返済する旨判断した。	被告	●	本人
			貸金催促の控訴(原審は20100059・84、明治16年12月14日大阪始審裁判所判決)。被控訴人の原審での起訴は管轄違いと控訴人(K村S忠(H39))は主張するが、これには当たらない。また、控訴人は、訴外A所有の船舶をAから購入し、その代わりに、Aが被控訴人に対して負っている債務を引き受けることとした。これに対して、控訴人は、この船が実は訴外B社の所有であり、控訴人が引き受けた債務は、B社と被控訴人との間のものであり、返済する義務を負うものでないとして主張した。判決では、同船舶は、すでに控訴人の別の負債返済のため公売に付されていることを指摘し、控訴人の抗弁が成り立たないことを指摘して控訴を棄却した。	控訴 人	●	本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人・参加人 (代兼を含む)	
14	20200336 ・132	18840530	京都 治安	上京区福 長町	N島H七				下京区橋本町 下京区末吉町	K川T二郎 H川Y重 H川S郎 (F105) = K川代兼、 H川Y代人
15	20200337 ・8	18840616	京都 治安	下京区石 井筒町	T野H郎	代人	(京都府 平民)	H川S郎 (F105)	下京区堺町	O野T助 O野S右衛門
16	20200337 ・102	18840710	京都 治安	上京区西 大路町	W辺T郎				下京区末吉町	H川Y重 H川S郎 (F105) = H川Y代兼
17	20200349 ・153	18901220	京都 区裁	上京区西 大路町	W辺T郎 郎				下京区末吉町	H川S郎 (F105)
【K村S忠(H39)担当事件】										
1	20200458 ・54	18820317	京都 始審	紀伊郡東 九条村	K村G助 H川Y助 K村S	代人	紀伊郡東 九条村	K村S忠 (H39)	下京区八百屋 町	S間M人
2	20200458 ・66	18820415	京都 始審	紀伊郡東 九条村	A達I卜 外5名 代兼A達 I右衛門	代人	(京都)	I西H兵 衛	紀伊郡東九条 村	K村S平
3	20100059 ・84	18831214	大阪 始審	西成郡三 軒家村	W辺K右 衛門				紀伊郡東九条 村	K村S忠 (H39)
4	20000072 ・193	18840404	大阪 控訴	紀伊郡東 九条村	K村S忠 (H39)				西成郡三軒家 村	W辺K右衛門

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)		判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
		貸金催促の訴訟。原告は、確かに借り受けたが、それは本願寺派学仏講社のため借り受けたもので、返済額を本願寺から渡されるまで日延べを受けたい旨申し述べた。裁判所は、本願寺派の負債である証左も無く、原告もまた日延べは受け容れがたいとする以上、返済義務は免れず、直ちに返済すべき旨判断した。	被告	●	代言人
代言人 代兼	上京区・ 壺屋町	中山本太郎 (K村 Y ネ 代 言) K村 S 忠 (H39)	被告 代兼 + 代 言 人	●	代人
代兼	紀伊郡東 九条村	K村 S 忠 (H39)	被告 代兼	●	本人
代言人	上京区上 木樫木町 同上亀屋 町 同上鍵屋 町 上京区天 性寺前町 寄留 下京区本 之下町	河野大 一郎＝植 島代 言 奥本正 隆＝F 原代 言 広瀬充 藏＝K 藤代 言 藤林九 藏＝大 貝代 言 N田加 兵衛＝N 座代 人 横田九 兵衛＝M 尾代 言	参加 被告 + 代 言 人	●	代言人
代言人	上京区円 福寺町 同亀屋 町 下京区毘 沙門町	河野大 一郎＝植 島代 言 奥本正 隆＝F 原代 言 伊藤全 治＝大 貝代 言	被告 + 代 言 人	●	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
5	20200028 ・37	18840424	京都 始審	上京区 (三本木)	O隅M経	代言人	上京区杉 屋町	小畑源市	紀伊郡東九条 村	K村S忠 (H39)
6	20200030 ・46	18860128	京都 始審	上京区植 松町	Y田I郎	代人	上京区植 松町	Y田H郎 (原告相 続人)	紀伊郡東九条 村	K村Yネ K村Kミ [代兼 = K村 S忠 (H39)]
7	20200031 ・39	18861227	京都 始審	岡山後月 郡西江村 (下京区 天王町居 留)	G藤T三 = G藤O 三俊見人				紀伊郡東九条 村	H川Iワ K村Yネ [代兼 = K村 S忠 (H39)]
8	20200038 ・7	18900527	京都 始審	東区北浜	K本E七	代言人	下京区十 文字町	高畑源之 助	上京区円福寺 町 下京区下諏訪 町 上京区姉西町 紀伊郡東九条 村 下京区八海老 屋町 上京区天性寺 前町 下京区御射山 町 下京区二疊半 敷町	植島幹 = 代言 業 ※以下参加被 告 F原G二 K藤C蔵 K村S忠 (H39) 大貝武布 = 代理人業 N座S右衛門 M尾K三郎 K島S一郎
9	20200038 ・26	18900619	京都 始審	西区土佐 堀通	M永R熙	代言人	北区江戸 堀上通	豊岡進一 郎	上京区円福寺 町 下京区下諏訪 町 同海老屋町 同紀伊郡東九 条村	植島幹 = 代言 業 F原G二 ※以下参加被 告 大貝武布 = 代理人業 K村S忠 (H39)

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗/相手側	
代言人	下京区海老屋町 上京区円福寺町	大貝武布 = F 原代兼 植島幹 = N 座代兼	原告が、「活眼社」と称する会社設立のために預けた公債と償金(額面200円)の返還を求める。被告中、植島は会社財産で償却し、不足分を各人が負担すると答弁、N座は、活眼社は有限責任の会社なので、不足分を社員の個人財産で償却する義務は無いと答弁、植島は、本件債務は、会社機械を売却した相手方の訴外Aに対する債権が履行されるとき相殺されることとなっている旨答弁するが、裁判所はN座、植島の答弁を認めず、またK村S忠(H39)は開廷期日に欠席したことにより原告訴えを認めたものと見なし、原告請求を認めた。	被告 + 代言人	● 代言人
			貸金請求の訴。被告は本訴の呼び出しに応じず欠席したため、原告の請求を認めたものとして、原告の請求を認めた。	被告	● 本人
代人	[京都市 平民]	M井N誠 (F115)	貸金催促の訴訟。原告は、被告(西本願寺本山)の出張説教所建築の事務を担当する訴外Aらに対して、被告を代理する者として、金員を貸与したと主張する。その証拠として、原告説教所出張会計Bが署名捺印する証書5通を提出した。そこには、本件の債務返済に不都合があれば、本証書に連印した者が保証する旨、また万が一医業の説は京都西本山が元利とも償却する旨記載であった。これに基づき原告はAらに代わって、被告に返済を求めた。判決は、①上記証書を調べると、5通の内3通について、原告会計Bの捺印は、B本人の実印の陰影とは異なっていること、2通についてBが後ほど連署するとあるにもかかわらず、Bの書名が無いことをもって、本件貸借についてAらが原告の代理として契約を結んだものではなく、Aらと被告との貸借であると判じた。②被告が原告会計Bを通じて金銭を渡し、原告に手交していることを以て、原告は本件債務の存在を被告が自認していると主張するが、その金銭手交が本件債務の償却であるとの証拠は無く、別件の負債である可能性もあるとして、この主張は認められないと判じた。③訴外Aらは被告説教所建築世話係となって、その事務遂行のために原告から被告を代理して負債を行ったと原告は主張するが、Aらが被告からそうした委任を得たという証拠は無く、また、Aらが出張所建築のために本件金銭を費消したという証拠も無いと判じた。以上の理由により判決は原告の主張を認めなかった。	被告 代人	○ 代言人
代人	兵・神戸区北長狭通 下京区東側町 上京区大恩寺町	N村Y夫 = 冒頭被告4人の代人 M井N誠 (F115) = 本願寺雇、引合人代人	京・本願寺の出張説教所建築に関わり本願寺の委任を受けた被控訴人らは、その委任の範囲内で控訴人から金1000円を借用したことに関わって、控訴人からの貸金催促の詞訟。神戸始審裁判所判決に対する控訴であり、初審は20300022・67、明治16年3月神戸始審裁判所判決。原審では、被控訴人らは、本願寺からの委任の範囲内で控訴人から金銭を借用したので、返済は本願寺に求めるべきと抗弁し、原審はそれを認めた。控訴審では、引合人として京の本願寺執行を召集し、委任状の範囲を尋問した結果、金銭貸借までも委任したことはないとの証言、委任状の文言も「説教所世話方」とあるので、借財は控訴人らの私借にすぎず説教所建設に使用された形跡も曖昧と判断され、控訴人の請求を認めた。	引合人代人	● 代人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人・参加人 (代兼を含む)	
10	20200038 ・126	18901031	京都 始審	上京区西 町	Y野C兵 衛	代言人	(京都組 合代 言 人)	阿部直彦	東区安土町 上京区南禪寺 町 紀伊郡東九条 村 F原G二 大貝武布 = 代 兼 N座S右衛門 植島幹 = 代兼 K村S忠 (H39) = 乗 合馬事業
11	20200349 ・203	18901227	京都 区裁	上京区三 本木	O隈M経				紀伊郡東九条 村 = 上京区主 税町寄留 上京区西山崎 町 K村S忠 (H 39) I田M平
【M井 N誠(F115)担当事件】									
1	20200022 ・96	18821205	京都 始審	神戸区兵 庫西出町	W屋Y夫	代言人	(兵庫県 平民)	松本晋平	下京区本願寺 I原S宜 = 本 願寺住職大谷 光尊執行
2	20000067 ・103	18830626	大阪 控訴	川辺郡堀 池村	K越Y松 = 寺住職	代人	神戸区東 川崎	M山	神戸区元町通 同区宇治町 川辺郡堀池村 同郡伊丹町 神戸区北長狭 通 下京区 下京区東側町 S木Y誓 H岡S堅 S本E純 I上J眼 ※以上寺住職 I原S宜 = 本 願寺住職大谷 光尊執行 引合人 N水D巖

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側		
			貸金催促の控訴。(原審は20200028・188、明治17年3月29日京都始審裁判所判決、これにはM井N誠(F115)は関与せず)。控訴人(原審原告)被控訴人(原審被告)ともに債権債務関係があることを認めているが、控訴人は残額の一括返済を求め、被控訴人は返済ができず、明治16年10月に、残金を半年ごとに30円ずつ分割返済する旨の約束で証書を改定したと主張し、原審は被控訴人の言い分を認め、半年ごと残額30円ずつの返済を認めた。控訴審では、被控訴人が分割払いの約束を果たさず、控訴人がその証書を破り捨てたなどの経緯が見られ、分割払いの合意は成立したと見なすことはできないとされた。判決は、被控訴人は明治16年10月段階での残金143円45銭とその利息分を控訴人に支払うよう命じた。(20200028・189は同判決)	控訴人	○	本人
代言人 代人		橋本瀧二 M井N誠 (F115)	貸金催促の訴。原告は被告に対して、元利900円と、本件債務の返済催促のために京都本願寺に通った交通費止宿代65円余を請求する。前者について検討すると、被告は、本願寺より奈良県吉野山説教所事務担当を委任され、その事務の一環で本願寺門主を代理して原告から借り入れたと主張し、その債務は本人である本願寺が負うものと主張するが、その委任の範囲は説教所の管理運営にとどまるものであり、借財をすることは代理権を超越するので、その主張は採用しがたい。原告は催促のための交通費等65円余を請求するが、それが催促のための交通費等に該当する証拠は無い。よって被告は原告に元利900円の部分について支払いを命じる。控訴審は20000078・129参照。	被告 代人	○	代人
総理代 人代理	揖東郡東 保村 (京 都 府)	F 本 M井N誠 (F 11 5) = 本 願寺雇人	貸金催促の詞訟の控訴審。原審は20300526・137、明治17年10月31日神戸始審裁判所姫路支庁判決(なお、こちらでは原告名は「神子山恵了」となっている)。控訴人は原審で敗訴した原審被告。原審では、京本願寺から命じられ、奈良県吉野山説教所の建築入費のため控訴人が借り入れをなしたことが認められず、控訴人の私借とされたことに対して、控訴人は控訴した。控訴人の当該借り入れが私借でないとするには、控訴人が借り入れに当たって委任者である本願寺門主に認可を得ていること等が証明される必要があるが、そのような証拠がない。控訴人に対して借入金全額支払を命じた。	参加 被告	○	代言人
代言人	彦根本町	中村耕治	貸金催促の訴訟の控訴審(原審は20510014・5、明治19年3月8日大津始審裁判所彦根支庁判決)。控訴人と被控訴人とは数年来取引関係にあり、控訴人は蚊帳等の商品を買取る際の売買代金の担保として田地を担保として書入の証文を交わっていた。控訴人は、上記担保は本件継続取引によって生じる売掛金に対する根拠を示す証文ではないと主張し、すでに明治15年の売買代金は精算され、残額62円余のみとなっており、上記証文は破棄されるべきと主張する。これに対して、被控訴人は本証文による元利1150円余の支払いと、明治14年度の不足分70円を請求する。裁判所は、上記証文は根拠当の設定であることは明瞭であり、1年限りで終了するものではなく、控訴人の主張は採用しがたく、また被控訴人が請求する73円余も本件と外れるが、控訴人が認めている以上支払うことを妨げない。したがって、原審の判断を維持し、原判決通り、控訴人に対して借入金支払を命じた。	控訴人	●	代言人
代人	彦根中組 東町	K 藤 S 三 郎	(原審不明)地所買取取戻事件について控訴。控訴人は、肥前国松浦郡に設けた説教所の負債を償却するために、訴外ABに委任状(甲2)と同郡にある土地の地券6通(甲2)を授与して、土地売却に遣わした。被控訴人の母が死別した子の供養所のために当該土地の購入をしたいと考え、ABと土地購入契約をし、670円の金銭を授受して交換の契約を交わした(甲1)。その後被控訴人は本件売買を解除したとして控訴人に返還を求めた(原審は被控訴人の主張を認めて控訴人を敗訴させたようであり、それを不服として本件控訴に及んだと推察される)。控訴審は、甲1の契約が真正のものではないと判定し、原審を取り消して、被控訴人の代金返還を認めず、控訴人を勝訴させた。	控訴人	○	代人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
3	20000074 ・205	18840627	大阪 控訴	上京区宮 垣町	○原 T 晟	代人	(京都府 平民)	M井N誠 (F115)	上京区十念寺 前町 同宮垣町	N村K兵衛＝ 華族中園実受、 同梅園実紀の 家扶
4	20300526 ・137	18841031	姫路 支庁	揖東郡東 保村	○野 K 太 郎	総理代 人	兵・揖東 郡東保村	F本I平	揖東郡東保村 下京区本願寺 前町	M子山E亮 H川S教＝参 加被告、大谷 光尊執行
5	20000078 ・129	18850313	大阪 控訴	揖東郡東 保村	M子上E 亮	代言人	西区江戸 堀北通	矢野勝	揖東郡東保村 下京区本願寺 前町	○野 K 太 郎 H川S教＝本 願寺執行
6	20000079 ・53	18860729	大阪 控訴	愛知郡市 村	H瀬 J 助	代人	上京区等 持町	M井N誠 (F115)	愛知郡中宿村	T田K部恵
7	20200032 ・42	18870628	大阪 控訴	下京区本 願寺前 町	T井 A 朗 ＝華族本 願寺住職 大谷光尊 執行	代人		M井N誠 (F115) ＝本願寺 雇人	坂田郡西門寺 村	Y脇 J 造

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代人の立場／ 勝敗／相手側	
代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F115)	公債証券元利金取戻の詞訟。原告所有の金禄公債証券(額面1000円、鹿児島県士族向けの売買家禄・利子1割公債)が訴外Aに騙取され、流通する間に被告は購入所持することとなった。この騙取事件につき原告は、告訴・私訴を提起したため、被告は同公債証券の売却を差し止められ、また被告は同証券購入金額855円を原告に弁償した。そのため明治19年11月2日に鹿児島軽罪裁判所私訴判決は、さらに原告から被告に同証券の返却を命じた。原告はこの判決の執行を京都始審裁判所に求めたところ、原告は、同証券はすでに大蔵省による償却に当選したため消却された(明治19年4月)と述べて、証券は返却できないとした。そこで原告は、額面1000円のうちすでに弁償された855円を差し引いた145円と、明治14年11月から19年5月までに政府から被告に下付されたであろう公債利子500円の返戻を求めて、勸解を申し立て、それが不調となり本訴に至った。これに対して被告は、同証券入手の経緯において被告に悪意は無く、また公債証券の当選後の消却1000円に対して原告は差し押さえをするなど何ら対抗策を取らなかったため、その権利を放棄したものと見ることができる。被告の抗弁を採用せず、鹿児島軽罪裁判所私訴判決で公債証券返却が確定している以上、被告は当選償却後も返却する義務は免れない。また公債利子も本来の公債証券所有者の権利であることはいうまでもないので、原告請求通の支払いを命じた。	被告 代人	● 代言人
代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F115)	不当に取受された金銭の取戻の訴訟。事案内容は20200033・86と同じであり、原告が被告の権利を侵害したと誤解して500円を支払うことを約定した和解を無効として原告が500円の返金を求めた。判決は原告の主張を認めて被告に返還を命じた。	被告 代人	● 代言人
代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F115)	金品取戻の訴訟。原告は、鎌倉期華嚴宗僧藏然著『八宗綱要』(A書)に標註を加えて明治18年に『標註八宗綱要』(B書)を発行した。被告は明治9年に『校訂八宗綱要』(C書)を出版していた。明治20年9月、被告は原告に対して代人を介して、B書はC書発行時に被告が獲得していた著作権を侵すものであると告訴する用意があることを申し入れた。原告はこれに対して、B書の版木34面と製本50部を被告に渡すことで、被告と示談した。本件で、原告は、A書はそもそも著作権の無い古書であり、それに校訂を加えたB書とC書に字句内容の一致が無い以上、原告が被告の著作権を侵したという主張は成り立たず、それを誤認して結んだ和解は無効であり、上記物件の返却を求めた。判決は原告の主張をそのまま認め、物件の返却を被告に命じた。※なお国会図書館デジタルコレクションに『八宗綱要抄』として所蔵されているものは、実際には『標註八宗綱要』という題であり、原告が被告を出版人として本件判決後明治21年5月に発行されたものであり、本件判決後何らかの和解がなされたことも推定されるところである。	被告 代人	● 代言人
代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F115) = 雑業	公債証券元利取戻の詞訟。20200033・54と原告が異なるだけで内容はまったく同じであるが、明治14年11月から同17年11月までに下付された公債利子は350円である点が異なり、被告が当選証券償却によって得た1000円と購入金額855円の差額145円とを合わせた総額495円とそれについて生じた利子の支払いを被告に命じた。	被告 代人	● 代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
8	20200033 ・54	18880128	京都 始審	鹿児島郡 吉野村	I 田 K 十 郎	代言人	北区堂島 北町	石橋栄太 郎	下京区高辻大 宮町	S 原 K 兵衛
9	20200346 ・19	18880225	京都 治安	京橋区南 伝馬町	U 田 S 兵 衛	代言人	上京区橘 町	山崎恵純	下京区橘町	N 村 K 右衛門 = 書籍商
10	20200033 ・86	18880227	京都 始審	京橋区南 伝馬町	U 田 S 兵 衛	代言人	上京区橘 町	山崎恵純	下京区橘町	N 村 K 右衛門 = 書籍商
11	20200034 ・32	18880430	京都 始審	鹿児島郡 下龍尾町	K 浜 I 郎	代言人	北区堂島 北町	石橋栄太 郎	下京区高辻大 宮町	S 原 K 兵衛 = 煙草商

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
代言人	上京区場 之町	堀田康人	<p>明治21年1月28日始審裁判所判決(20200033・54)において盗品の金禄公債証書について、真の所有者たる訴外Aから返却・弁償を命じられ執行した本件原告は、同盗品であった金禄公債証書を855円の代価で交換入手した本件被告を相手として、上記判決で失った、①145円(公債証書当選償却によって被告が得た1000円から、被告が本証書購入に費やした855円の差額)、②500円(被告が本件証書所有時に政府から下付された公債利子100円×5年分)、③元の所有者との間で勧解が開始したときからの法律上の利子3円余、④訴訟費用7円余、⑤その他の訴訟費用5円余、これら合計671円余の返還を求めた。これに対して、被告は、訴外Bから悪意過失無く当証書を手渡し、B名義から直接原告名義に変更しただけであり、原告の請求に応える義務は無いし、また、原告においては盗品公債証書によって利益の範囲内で上記判決の命じる賠償を行っているのであり、またその公債証書によって得た公債利子分の利息を本件において請求することは不当な要求でもある、と主張する。</p> <p>判決は、本件証書が訴外Cによって現所有者が騙取された贓物であることは明らかであり、原告が現所有者に弁償した以上、被告は①②の請求について弁償する義務は免れない。それは売主の瑕疵担保責任であるといえる。原告請求の③④⑤については、元所有者と原告との間の訴訟に必要な入費であり、原告が抗弁しなければ発生しなかったであろう金銭なので、被告にそれを償う理由は無い。したがって、原告に対して①②を支払うべきである。</p>	原告 代人	△	代言人
代言人	上京区場 之町	堀内康人	<p>(原審は20200035・32、明治21年5月17日京都始審裁判所判決)公債証書元利等損害賠償の控訴審判決。原審で一部勝訴した原審原告が控訴人となって控訴。控訴人は原審で求めた5つの償金のうち利子分と訴訟入費が認められなかったことに対して控訴。被控訴人は、本訴への附帯控訴として、原審で控訴人に認められた①の公債売価と額面との差額145円、②5年間の公債利子500円の支払いを不服として訴えた。</p> <p>判決では、前提となる事実争いが無い以上、控訴人が真正の所有者の請求に応じて①を返還した以上、控訴人に贓物である証書を売却した被控訴人に売主としての損害の担保義務があるので、原審通り被控訴人は控訴人に支払うべきである。②の公債利子については、これを真正の所有者に返還したことは、自らの過失で費消してしまったという他なく、それを被控訴者に弁償させることはできないと解するべきである。したがって、それにかかわる利子の請求である③の請求も認められない。④⑤の訴訟入費の弁償については、控訴人が真正所有者の訴えに対して不要な抗弁したために生じた費用であるから、これも認められない。</p> <p>以上の通り原審の一部を取消し、控訴者要求の②の金銭は賠償するに及ばず、その他の部分(①)については控訴人の請求を認めた。</p>	控訴 代人	△	代言人
代人	(石川県 士族)	K藤U右 衛門	<p>(原審不明)。被控訴人は明治3年から頼母子講に加入し、遠隔地居住のため、控訴人らを保証人とし、また掛け戻し金支払いに備えて山林立木を抵当に入れていたが、明治9年から掛け戻し金を滞納し、やむなく控訴人らが立て替え払いをした。その立替金の返済について控訴人らが被控訴人を訴えた。判決では、被控訴人が控訴人らに立て替えを依頼したことは無く、また頼母子講社が控訴人らに発出した掛け戻し金立て替え取証書は不真正なものと抗弁したが、いずれも斥け、被控訴人に立替金の弁償を命じた。</p>	控訴 代人	○	代人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人・参加人 (代兼を含む)	
12	20200035 ・32	18880517	京都 始審	下京区高 辻大宮町	S原K兵 衛=煙草 商	代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F115)	下京区榎屋町	U原J兵衛= 両替商
13	20000088 ・21	18881213	大阪 控訴	下京区高 辻大宮町	S原K兵 衛	代人	上京区等 持寺町	M井N誠 (F116) =雇人業	下京区榎屋町	U原J兵衛= 両替商
【S原S(B17)担当事件】										
1	20000015 ・131	18780500	大阪上 等	敦賀郡疋 田村	N川A十 郎外2名	代人	(滋賀県 士族)	S原S (B17)	石川・大野郡 勝山元祿町	U田D兵衛

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要		当該代理人の立場／ 勝敗／相手側	
代人	大津下北 国町	S 原 S (B17)	<p>山地境界論(第1審不明、控訴審は20000011・164明治11年2月1日大阪上等裁判所判決、S原S(B17)は判決文に原告として記載されるが見え消して抹消。上告審判決は10000036・7明治11年12月28日大審院判決、S原S(B17)は関与せず)。 大阪上等裁判所の控訴判決を不服として上告し、大審院は控訴判決を破棄して東京上等裁判所に移送、控訴審再審が本件。 本件は山地境界をめぐる争いで大阪上等裁判所では、伊吹村の主張が認められたが、大審院では、控訴審が相摸庭村提出の証拠について検討しなかった点を審理を尽くさないとして控訴審判決を破棄し、東京上等裁判所に移送して、再審を命じた。再審を命じられた本判決では、再審願人である相摸庭村の主張は斥けられ、伊吹村主張の境界が認められた(同判決文が20500175・42に掲載)。</p>	被控 訴人	○	代人
総代兼 K門代 人	大津下北 国町	S 原 S (B17) = K門代 人	<p>養水路差妨一件上告審(第1審不明、原審控訴審20000002・18明治9年9月19日大阪上等裁判所判決、本上告審判決[原審破棄]不明、20500174・35明治12年6月30日東京上等裁判所差戻審判決、再上告審が本件、S原S(B17)は本件再上告審のみ代人として関与)。 本件は論争となった養水路は官費によって普請されたものであるが、それが上告村によるものか、被上告村によるものか、が争われた。判決は各村保有の図面等の書証から、上告村の普請所と判決した。なお、大阪上等裁判所控訴審、東京上等裁判所差戻し審は本件被上告村の普請所と認定していたが、それを覆した。</p>	被上 告代 人	●	本人
代言人	大津丸屋 町寄留 (福井県 士族)	松宮嘉七	<p>(原審不明) 社有地券面訂正不肯の詞訟。A神社社有地について、同地地券がB外11名の名義となっているのを理由として、被控訴人らは共有地と申し立てたが、控訴人は地券名義の変更を拒んだため、原審(京都地裁大津支庁)に本訴を提起し(原審では控訴人敗訴)、本件控訴に至った。本件土地が、控訴人主張のようにA神社所有地であり被告らは単にこれを管理してきたに過ぎないが、被控訴人主張のようにB外11名の共有地で、その収益でA神社の費用に供してきたものなのか、が争点となった。判決は①書証により、被控訴人が宮座組と称し、控訴人が平座組と称して区別され、A神社の祭典修繕費用から社務全般にわたって被控訴人が掌管してきたことは認められるが、本件土地について共有してきたのか、管理人として管理してきたのかは判然としない、とした。②被控訴人は、地券発行時に「持ち主A神社総代B外11人」とあるのは、担当者の錯誤によるものであり、その後訂正がなされたことと主張するが、本件土地の名義は当時一村協議の上なされたことは間違いない、当時の他の書証上も「宮持」「御官分」などがあり、あえて地券上に「宮持」を省略したことは、土地を恐れたという控訴人の言い分に理がある、とされた。③文化年中および明治期に作成された社明細中に、本件土地の記載が無いことを被控訴人は主張するが、そこに記載が無いと言うだけでは、宮地でないという証拠とならない、とされた。④被控訴人は、書証上宮座組として共有地収益で神社の維持をしてきたことが、長年の間に「宮持」等と表現されるようになっただけだと主張するが、一村の公正帳簿に記載されている以上、その主張は成り立たない、とした。以上から判決は控訴人請求の通り、地券名義の訂正を被控訴人に命じた(20000066・18としても掲載)。</p>	控訴 代人	○	代人
代人	野洲郡富 波村	S J 兵衛	<p>貸金催促の詞訟。原告は11500円の貸金について返済を請求。被告は、①本貸金は明治2年6月25日以前の貸借であり、明治5年司法省第41号布達(金穀貸借裁判方定目)により原告は訴えの提起ができない、②明治10年10月17日に大小道具500円分で示談した、と主張するが、判決は、本件貸借が明治2年12月に成立したものと認定され、被告が主張するように明治2年6月以前の契約によるものではないとし、また明治14年12月12日に本件貸借について勧解を求め原被連署で日延べ証書を提出しているところから被告が返済義務を自認しているとして①の抗弁を認めず、本件貸借額に比べて示談額が不均等に過ぎるので②の抗弁を信用できないとして退け、被告に対して原告請求額の返済を命じた。</p>	原告 代人	○	代人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
2	10000036 ・6	18800730	東京 上等	坂田郡相 摸庭村	Y田K平 =相摸庭 村外6ヶ 村総代	代言人	京橋区南 鍋町	植木綱二 郎	坂田郡伊吹村	I 貴 S 平 I 貴 J 左衛門 =以上伊吹村 総代 I 貴
3	20500176 ・5	18801225	大審 院	坂田郡本 庄村	K 添 G 七 =総代兼	総代兼	K 添 G 七	川添源七	坂田郡常喜村	K 村 K 次 K 門 S 平 =以上村総代 兼
4	20000047 ・45	18821227	大阪 控訴	滋賀郡南 庄村	K 石 Y 兵 衛外31人	総代	大津下北 国町	S 原 S (B17)	滋賀郡南庄村	T 中 I 右衛門 外71人
5	20500076 ・13	18830200	大津 始審	神崎郡山 上村	Y 木 Y ㊄	代人	大津下北 国町	S 原 S (B17)	野洲郡富波村	S S 兵衛

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
代言人	(滋賀県 士族)	中山勘三	貸金催促の控訴(原審は不明)。被控訴人(原審原告)は、控訴人(原審被告)から、芸妓Aを芸妓籍から落籍させ、Aの負債をすべて皆済するためとして、借財を依頼され、本件貸金を行ったが、返済されないため原審請求を行った。控訴裁判所は、本件負債に至る経緯について書証上証憑あるものと認定し、原審通り、控訴人に貸金返済を命じた。	控訴 代人	●	代言人
			買得宅地建物明渡請求の詞訟。原告は、被告から買い受けた土地の内にある建物の明渡を求めて、明治15年2月、翌年1月の2度にわたる勧解を求めたがいずれも不調に終わり本訴に及んだ。被告は明治15年3月17日に、本件建物を含めて4つの耕地・宅地・建物・山林等について4つの証文により、計1070円で原告に売却したが、その際被告は返り証文と称する契約をなし、本件土地建物山林等は、明治15年8月25日までに102円30銭を加えた1172円30銭を支払えば、原告より被告へ売り渡すこと、ただし一日たりとも遅れる場合はこの返り証文の売り渡し約束は反故となる旨記載されていた。被告は、この返り証文通りに返済できなかったため、被告に売り渡した山林の地続きの山林を原告に渡し、その代わり、先に売り渡した建物と交換することを依頼し合意したが、被告はその約束を違え、その建物の返還を求めたのは不当だと抗弁した。 判決は、この返り証文は、102円30銭を上乗せして買い戻す契約なので、いわゆる買い戻し契約とは見なすことができず、単に金額を上乗せして売却する約定であり、それに違約したことは明らかであり、さらに山林と本件宅地建物を交換したという抗弁も証拠が無く被告の口頭による主張に過ぎないとし、被告の抗弁を取り上げず、原告請求通り宅地建物の明渡を命じた。	原告 代人	○	本人
代人	大津下北 国町	S 原 S (B17)	貸金催促の詞訟に係る控訴(原審は、20500076・13大津始審裁判所明治17年2月判決)。控訴人(原審被告)は、本件11500円の債務に関して、①明治5年司法省第41号布達により、被控訴人(原審原告)に訴権が無い、②明治2年12月の本件貸金の契約は、明治2年6月以前の11500円の貸金の残額を書き改めたものに過ぎないと主張した。判決は、②について控訴人の口頭による主張に過ぎないとして退け、原審通り、控訴人に対して、貸金返還を命じた。	被控 代人	○	代言人
代人	(京都府 士族)	Y田S次 郎	損害要償と題する控訴(原審20500077・57、明治16年9月28日大津地裁判決、原審にはS原S(B17)は関与せず)。被控訴人(原審原告)は、本件金員の返済が本件約定の定める60日の期限を超過しても支払われないので、原審返還請求を行った。控訴人(原審被告)は、本件債務(損害金100円と法定利子)の返済は、当時養家戸主として約定したもので、その後養家離縁実家復縁をなしたので、返済義務は養家の現戸主であると抗弁した。原審は本件約定は控訴人個人が行ったものにすぎないとし、返済を命じた。控訴裁判所も原審同様に判断すると共に、60日の返済期限を定めた書証が、控訴人実家復縁の後であることを指摘して、本件返済義務が養家現戸主では無く、控訴人本人にあることを指摘し、控訴人に返済を命じた。	控訴 代人	●	代人
			貸金催促の詞訟。被告は本件について返済義務を認めるが、一部を入金することで原告は来たる3月15日までの支払い猶予を認め、まだその猶予期間内なので今回の請求は不当であると抗弁するが、原告はそのような支払い猶予の約束はしていないとした。判決は原告の言い分を認め、原告の請求額の返還を被告に命じた。	原告 代人	○	本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)		
6	20000069 ・23	18830300	大阪 控訴	滋賀郡膳 所村寄留	Y木U吉	代人	(滋賀県 士族)	S原S (B17)	神崎郡八日市 村	F田S左衛門
7	2050076 ・56	18830400	大津 治安	蒲生郡山 ノ上村	S本J次 郎	代人		S原S (B17)	蒲生郡岡屋村	T谷R左衛門
8	20000067 ・26	18830615	大阪 控訴	野洲郡富 波村	S S兵衛	代言人	京都	奥本恵次 郎	神崎郡山上村	Y木Tヨ
9	20000068 ・142	18831213	大坂 控訴	大津石橋 町	O塚J太 郎	代人	大津下北 国町	S原S (B17)	北区堂島浜通 寄留	K澄S治=滋 賀士族
10	20500002 ・281	18840229	大津 治安	滋賀郡途 中村	N村H吉	代人	大津下北 国町	S原S (B17)	滋賀郡南村	Y田J助

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
			<p>貸金催促の一件控訴（原審は205000077・185明治16年月日欠大津始審裁判所判決、原審にはS原S（B17）は関与せず）。原審において、控訴人（原审被告）は、被控訴人（原審原告）が主張する金銭を借用したことは否定しないが、すでに今日までに614円余を入金しており、また当初、延滞した場合の一日57銭の延滞利子を支払うという約束は取り消しているはずで、今回の請求額は過剰であり、利息制限法にも違反していると主張した。被控訴人（原審原告）は、上記入金分を利息制限法内で計算し直したもので控訴人も承諾の上の金額であると主張した。原審判決は、控訴人が入金したとする614円余中、被控訴人が受け取ったのは354円余に過ぎず、被控訴人の請求通の金額の支払いを控訴人に命じた。</p> <p>控訴審においても、控訴人が利息を過剰に払いすぎているように論じるも、そのことの明証ははななく、すでに約定通り納得して利息を支払っている分を今さら過払い金として後の利息に引き直すことはできないと判断し、元金570円に年15歩の利息（月7円12銭5厘）を足して支払うよう命じた。</p>	控訴人	●	本人
代人		S原S（B17）	<p>（原審不明） 原被告を含めて古来より周辺18ヶ村が入り会ってきた山地を構成する8つの区画の内、北山と称する地区について、被控訴人は、①控訴人が主張するような9ヶ村が入り会ってきた山地ではなく、水荒田畑からなり、各持ち主があって売買してきたと主張し、②被告が主張する北山は、今回論地となっている場所とは異なることも主張する。判決は、①については証拠が無く、②についても控訴人主張通り、9ヶ村が入り会ってきた事実が認められるとして、北山という名称の論地について、控訴人の入会を認めた。</p>	被控訴人	●	代言人
代人	大津下北国町	S原S（B17）	<p>貸金請求の詞訟（判決のみでは事実関係は不詳である――三阪注）。原告による貸金請求に対して、被告側は、①本件貸金（甲3、4）についてはすでに済方となっている（乙11）、②本件貸金は、慶応3年以前のものであるため、明治5年太政官第317号布告慶応3年丁卯12月晦日以前に係るものは裁判に及ばずとにより裁判に取り上げるに及ばないし、たとえ効力があるとしても年賦となっている返済をせずに一括返済を求めるのは違約である、と主張した。判決は、①については済み方となっている事実を認めず、②については、本契約は明治後に更改しているのが有効としたうえで、被告において年賦を延滞した以上その責に任じるべきだとして、原告主張通り、被告に対して、301円の支払いを命じた。</p>	被告代理人	●	代言人
代言人	(大阪府 平民)	天竺鉄輔	<p>（原審不明） 地所取上並小作米要求の控訴。控訴人は、本件土地は、地券が控訴人名義となっているので、被控訴人に返還する理由はないし、また本件土地を被控訴人から借り受けて小作し、その小作料を延滞しているという事実も無いと主張した。裁判所は、控訴人がかつて身代限りし、訴外Aの所有に帰したことを、その後Aが被控訴人に売却したことを認め、本件土地が被控訴人の所有であり、その土地を借り受けて被控訴人が小作し、小作料を延滞していることを認め、被控訴人の主張を認めた。</p>	控訴人	●	代言人
代言人	(滋賀県 士族)	森作太郎	<p>（原審不明） 調印請求の控訴。控訴人は、控訴人と被控訴人とが本件土地の売買契約を結んだことを認めるが、その契約書中にその土地の地籍を組み替える、という文言についてはあずかりしらぬことであり、地籍組み替えの願書には調印できない、と主張した。裁判所は被控訴人側の書証の文言を見ると、本件売買は、従来双方の村の苦情地aと、控訴人村所有地bを合わせて、被控訴人村の地籍と定める契約であり、bの代金として控訴人村から被控訴人村に支払うことと認めることができる。従って本件売買は単に売買ではなく、地籍交換を約束しているとみることができるとして、控訴人は地籍変更の求めに応じなければならないとした。</p>	控訴人	●	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)	原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)	被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)
11	20000072 ・ 223	18841009	大阪 控訴	甲賀郡神 山村 F田Z左 衛門 K村H左 衛門 M田B左 衛門 K山R右 衛門 H地J七 F谷C三 郎 F谷S右 衛門	代人 (滋賀県 士族)	S原S (B17) 愛知郡下江田 村 F野S平
12	20000010 ・ 14	1878032?	大阪 上等	蒲生郡日 野大窪町 N村I右 衛門 Y口K七 =以上大 窪町総代	代言人 (大阪府 平民)	大藤高敏 蒲生郡村井町 蒲生郡日野河 原村 H田R兵衛 = 村井町総代 O崎M兵衛 = 日野河原村総 代
13	20500076 ・ 31		大津 始審	蒲生郡長 田村 N田A次 郎	代言人	酒井有 蒲生郡蒲生堂 村 N沢K蔵外56 名
【W辺G(A05)担当事件】						
1	20000069 ・ 8	18830300	大阪 控訴	吉田郡花 ノ谷村 N川N右 衛門	代人 西区江戸 堀北通寄 留(福井 県士族)	W辺G (A05) 吉田郡花ノ谷 村 K藤R平
2	20000065 ・ 390	18830713	大阪 控訴	今立郡村 岡村 T本R左 衛門	代人 (福井県 士族)	W辺G (A05) 今立郡押田村 U野N平外4 名 同総代U野I 平 U野N右衛門

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
			預け米不渡の訴訟。被告において加賀米27石余の返還義務を認めながら遅延履行しなかったため、原告は本訴を提起。被告に猶子を与えるべき条理はないので、原告主張通り米の返還を認めた。	原告 代人	○	本人
			(原審不明) 貸金弁償の詞訟、大津始審裁判所の裁判不服の控訴。被控訴人の使用人であった訴外Aが「缶詰製造業をはじめるに当たって、控訴人から資金を貸与され、その際返済できなかったときは、缶詰すべてを売却して得た金額で返金し、それでも不足する場合は被控訴人が残額皆済する旨を取り決めた(甲1)。結局返済滞り、控訴人は大津始審裁判所に出訴し、Aは身代限りとなった。被控訴人への返済請求については、動解となり、訴外Bが仲裁人となって、缶詰412個の売却代金をもって残金500円を被控訴人が補償する方向で解決しようとしたが、不調に終わった。そのため被控訴人はAにこの缶詰を贈与した(乙3)。控訴人は改めて被控訴人に弁済請求のため訴えを提起し、判決を受け(甲2)、それに基づき再びBを相手に出訴したが、Bには所有財産が全く無かった。そこで甲2の判決を不服として本件控訴に及んだ。控訴人は、被控訴人がAに贈与した缶詰を売却していたら得たであろう金額とその残りの額すべてを請求したが、判決は、贈与された缶詰をAが費消した分については被控訴人に賠償の責は無く、それを控除した残額のみが請求できるとした。	控訴 代人	●	本人
代理人	彦根芹橋町 鯉江与惣次郎		(原審は20510011・77、明治18年12月26日大津地方裁判所彦根支庁判決。ただし原審にはW辺G(A05)は関与せず)。被控訴人父訴外Aと訴外Bとの間で明治9年に2600円の金銭貸借があり、これについては明治12年3月31日に京都始審裁判所でA勝訴し、Bは2885円73銭3厘の返済義務を負った。その際返済猶子の条件として、これを1785円73銭3厘と1100円の二つの債務に分けて、後者については、控訴人4名がB返済の保証人となることをAと約し(甲1号)、被控訴人に証書を差し入れた。その後Bは行方不明となり、A没後被控訴人は保証人である控訴人らに返済を求めたのが原審であり、そこで敗訴した控訴人が「控訴したのが本件である。控訴人らは①甲1号の特約は、連帯保証では無く、まず抵当地の処分、本人の身代限りを経て請求すべきものである。被控訴人らの請求は順序を誤っている、②Bは抵当地の3筆を訴外Cに売却しておりその200円分を本件債務に充当相殺されるべきである、③被控訴人はBから500円の返済を受けているにもかかわらず、それを別の債務の返済分だと主張しているが、本件債務返済分に充当相殺すべきである、と主張した。判決は、①については本人行方不明の際には被控訴人らが返済すべき明文が甲1に明記されているのでその主張は成り立たない、②について、Bは被控訴人の承諾の上売却がなされていないことは明らかであり、訴外Cからの代金を受領することはできない、③については、書証上この500円がBから本件返済でないという被控訴人の主張は成り立たない、と判示し、この部分についての原審の判決を取り消した。そこで控訴人には、③の500円を相殺した残額の支払いを命じた。	控訴 代人	△	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)		
3	20200028 ・118	18840514	京都 始審	敦賀郡桜 町	Y田T吉	代人	大津南保 町寄留	W辺G (A05)	下京区塩小路 町	F井S太郎
4	20000074 ・292	18840822	大阪 控訴	高島郡勝 野村	H庄J右 衛門	代人	大津南保 町寄留	W辺G (A05) (福井県 士族)	高島郡上古賀 村	H多K助
5	20000080 ・59	18860528	大阪 控訴	西浅井郡 沓掛村	M川S左 衛門 K越S兵 衛 K越R左 衛門 K越S左 衛門	代人	大津下堅 田町寄留	W辺G (A05) (福井県 士族)	西浅井郡塩津 浜村	H塚T亮後見 人 S田Y門

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側		
			<p>(原審不明) 手形金請求訴訟に対する福井始審裁判所小浜支庁判決に対する控訴。控訴人は明治5年中に訴外Aを養子として養育してきたが、明治17年に離縁を申渡した(戸籍上離縁はせず)。明治21年1月7日になって、被控訴人ら2名が、控訴人に対して訴外Aを分籍してくれればその報酬として300円を提供するという申し出を行い、それに応じて分籍手続きを行った。控訴人はその代金として200円の手形と現金100円を受領した。しかし手形金200円が支払われないので控訴人は原審請求を行ったが、請求が認められず、本件控訴に至った。控訴人らは旅館営業の傍ら代書をしていたがその技能が無いため訴外Aを代書代人にしようとして本件分籍を行おうとした。しかし、Aは控訴人から養育を受けたわけではなく、Aから離縁を求めようとしてもかえってAに財産があるため控訴人が離縁を拒んでいたことを見るにつけて、本件のような分籍依頼をして、両者を仲裁しようとした。本来残金200円はAが承諾すれば手交するという約束であったが、控訴人から形式上手形金にしてくれという依頼があったために手形としたに過ぎない。結局Aは200円の支払いを拒んだので、本件200円の支払いは無効なものと考えられるし、経緯からすればAを満足に養育しなかった控訴人に200円を支払う義務も無いと考えられるので、控訴人の請求を棄却するよう求めた。</p> <p>判決は、分籍手続の実施を約束して手形金を発行したものであり、Aの承諾を条件に支払うとの特約は明文で定められていない以上、被控訴人は200円を弁償すべきであると判示した。明治21年4月11日福井始審裁判所小浜支庁の判決は取り消す。</p>	被控訴人 + 代言人	●	代言人
			<p>貸金催促の訴訟。被告は本件債務について認めつつ返済延期を求める。裁判所は速やかな返済を命じた。</p>	原告	○	本人
代人	大津松本村	M島 S	<p>貸金催促の訴訟。原告は被告に対し明治19年3月12日に、同年8月20日を返済期限として計1000円を貸与したが、返済無く、明治21年6月18日から明治22年2月12日までに、一部返済があるもその後入金無く、勧解を経て本訴提起に至った。被告は、明治21年6月18日以降に、800円返済しその書証もあり、また勧解時に200円で示談しようとしたこともあることから、すでに800円を返済していると主張した。原告はこれに対して、800円返済の書証は、被告が偽造したものであり、勧解の時に200円で示談しようとしたことも否認した。</p> <p>裁判所は、800円の返済済みの書証については、原告の実印を除いてすべて被告の代書によるものであり、および原告の権利に関わる重大な書証が、被告所有の被告代書にのみによって作成されていることはありえず、信用するに堪えないとした。800円返済に関わる他の書証も、日付部分が焼毀しており、またこれも被告代筆によるもので信用できない。勧解時に200円で示談する趣旨が存在していたことも、現に勧解が調わなかったのであるから、そのような示談内容があったかどうかこのみから信用することができない。以上から800円の返済は認められず、被告は原告が入手したとされる金額を除いた全額を返済しなければならない。</p>	原告代人	○	代人
代人	大津下堅田町	W辺 G (A05) = 無職業大阪府土族	<p>(原審は20500081・43、明治22年8月7日大津始審裁判所判決) 控訴人(原審被告)が被控訴人(原審原告)より請求された貸金返還訴訟に対する控訴。控訴人は第1審と同様の主張を行い、当初1000円の前金に対しすでに800円を返済し残額は219円余にすぎないと主張。裁判所は、控訴人が主張する800円の返済受け取りに関わる書証は、被控訴人が主張するように本貸金に関わる増抵当に関わる書面を元に偽造したものと認められ、勧解において200円で示談する方向に進められていたので被控訴人も800円は既済されたことを前提にしていたと主張するが、勧解は不調なのでその主張も認められないとした。その他の書証から見ても、控訴人の主張は成り立たず、認められないとして、原審の判断を維持した。</p>	被控訴人	○	代言人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
6	20000093 ・ 3	18881004	大阪 控訴	敦賀郡敦 賀神楽村	T 沢 R 碩	代言人	西区江戸 堀北通寄 留	都留繁蔵	遠敷郡小浜酒 井町 滋賀郡大津下 堅田町谷沢龍 方寄留 ※谷沢龍は代 理人谷沢龍蔵 カ。同人は明 治32年段階で 下堅田町24番 地居住。W辺 Gの居住地は 22～24番地区 にあり。	山口嘉七＝代 理人 W辺 G (A05)
7	20500008 ・ 42	18890530	大津 治安	大津下堅 田町寄留	W 辺 G (A05)				滋賀県・栗太 郡老上村	HJ 次郎 同代兼人K俣 J 右衛門
8	20500081 ・ 43	18890807	大津 始審	大津在家 町	O野 Z 伍	代人	大津下堅 田町寄留	W 辺 G (A05) ＝無職士 族	滋・栗太郎草 津村	N川U兵衛 N川U右衛門 N坂 I 太郎
9	20000096 ・ 47	18891217	大阪 控訴	栗太郎草 津村	N川U兵 衛 N川U右 衛門 N坂 I 太 郎	代言人	大津胤師 町寄留	村田泰輔 (京 都 府)	大津町後在家 町	O野 Z 伍

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側	
			<p>(原審20200037・34、明治22年12月11日京都始審裁判所判決、W辺G(A05)は関与せず)被控訴人(原審原告)より控訴人(原審被告)に係る家屋明渡の訴訟につき京都始審裁判所の判決(原審原告が勝訴)に服せず控訴。控訴人は、訴外Aから明治20年に敷金50円、家賃10円、5年間の約束で本件家屋を借り受けた(乙1)が、明治22年に本件家屋は公売処分となり、被控訴人が入手し、敷金100円、家賃13円で控訴人との契約の更改をなしたようであるが、控訴人は敷金を未払いのまま、家賃も当初3ヶ月分を支払ったのみのため、被控訴人は京都始審裁判所に家屋明渡を求めて勝訴した。控訴人はこの原審に不服で控訴した。</p> <p>判決は、本件公売揭示の際に、元の家屋貸借契約の存在を示すことなく所有主の交代を漫然と見過ごし、また3ヶ月分の家賃を被控訴人の示した新しい契約通り3ヶ月分支払っていることなどから、更改契約を認めたものと見なすことができるとし、被控訴人請求通り家屋明渡を命じた。</p>	控訴人	● 本人
代人	大津下堅田町栗太郎草津村	W辺G(A05)=K村代人 O村U三郎=N村代人	<p>地所売買契約解除の調訟。引合人Aが本訴訟に参加。被告K村は、原告及びその親族引合人Aらと相談の上本件土地を購入し、さらに被告N村に転売したと主張するところ、原告はそうした売買が行われたことは不知であり、本件地所を取り戻すべく本訴を提起した。</p> <p>裁判所は、本件土地については、①原告夫BとAが連帯して訴外Cから借財をしており、その借財をAが引き受ける代わりに、明治22年4月27日に、原告とBが連名でAに売却し、Aがその借財を皆済した、②原告は、①に言うAに対する本件土地の売却は、後日取り消したと主張し、その売買取消文書を提示するが、それは偽造されたものと認められる、③原告はその後も地租負担をしていたことを主張するが、租税の負担は本件土地の名義に従うだけであるので、直ちにそのことをもって所有権の移転がなかったと認めることはできない、等として、原告とAとの間で本件土地の売買があり、所有権は移転したと認定し、原告が本件土地の売買を知らなかったという主張は採用できない、とした。</p>	被告代人	○ 代人
代人	西区江戸堀北通寄留	W辺G(A05)	<p>(原審不明)預け地券取戻控訴審。控訴人(原審被告)は、本件土地は、被控訴人(原審原告)が訴外Aから取得した土地であり、被控訴人と控訴人は、それを控訴人に譲受する契約を締結し、その証書に代わるものとして本件土地の地券を控訴人は預かったものであり、このたびの返還請求に応じられない、と主張した。裁判所は、結局訴外Aは本件土地を被控訴人に引き渡していないのであるから、控訴人と被控訴人との間の売買は完了しておらず、また同売買契約中に「何時にても御催促次第相渡可申候」とあるので、控訴人は被控訴人から請求があれば地券の引き渡しを拒むことができないとした。</p>	被控訴人	○ 代言人
代言人	西区江戸堀北通寄留	渡辺繁八(福井県士族)	<p>(原審不明)約定書並内渡し金取戻調訟についての京都地裁大津支庁裁判不服の控訴判決。被控訴人と訴外Aとは商取引関係においてAは216円の負債を負ったため、控訴人と被控訴人との間で、明治14年4月15日までにAが216円を返済しなかったときは、そのうちの100円を控訴人が弁償する旨3月26日に約定した(乙3)。同29日にAが被告人に対して30円を差し入れた(乙4)。そこで控訴人は、約束した100円の弁償と、この30円は重複するので、30円の返済を被控訴人に求めたのが本件である。判決は、Aが内金30円を入れたことは、控訴人が追うべき100円の弁償分と異なることは明らかなので、控訴人の請求を斥けた。</p> <p>(20000059・80)に同判決掲載</p>	控訴人	● 代言人
代人	蒲生郡長光寺村	O岐R次郎	<p>貸金催促の調訟。被告は金借は認容し、返済の延期を求めるが、原告は之を承諾しなかった。判決は原告請求通りの支払いを命じた。</p>	原告代人	○ 代人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
10	20000104 ・30	18900320	大阪 控訴	下京区三 条通大橋	I上I太 郎後見人 I上I兵 衛	代人	大津町下 堅田町寄 留	W 辺 G (A05)	下京区大日町	Y脇 J兵衛
11	20500082 ・18	18900609	大津 始審	栗太郡草 津村	S田Sエ = S田S 右衛門跡 相続人S 田Y三郎 後見人	代人	栗太郡老 上村	O石N太 郎 (A0 6) = 荒 物商	栗太郡草津村 蒲生郡市辺村	K村R吉 N村G右衛門
12	20000060 ・171	18821130	大阪 控訴	足羽郡阿 波賀中島 村	Y下C五 郎	代言人	西区土佐 堀裏町	長井保	丹生郡大森村	K戸S兵衛
【F崎 I松 (E47) 担当事件】										
1	20000056 ・48	18820314	大阪上 等	神崎郡猪 子村	K林K平	代人	大津下堅 田町	F崎 I松 (E47)	滋・蒲生郡八 幡北元町	M淵S兵衛
2	20500076 ・4	18830119	大津 始審	愛知郡下 枝村	F野S平	代人	大津下堅 田町寄留	F崎 I松 (E47)	蒲生郡香ノ庄 村	A野B吉

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			判決概要	当該代理人の立場 勝敗/相手側		
代人	大津丸屋町寄留	F井H太郎 (福井県平民)	貸金催促の詞訟。被告は、貸金契約書の通り間違いないが、実際には訴外Aの金策のため被告が名義を貸したもので、Aに直接返金を督促すべきであり、また、Aからの100円の入金があり、それは、乙号証の通り原告とAとの間で授受されたものである。したがってAに返還を請求すべきだと抗弁した。判決は、被告が貸金契約書を原告に差し入れた以上、被告に返済義務があるのは当然であり、また、乙号証には、被告の原告に対する借金の一部として100円をAが代償する旨の記載があり、Aは本件被告債務の代償をしているに過ぎないことは明らかであるので、被告に請求額の支払を命じた。	原告 代人	○	代人
			貸金催促の詞訟。被告S村は、金借したことは間違いないが、目下返金の目処が立たないので明治18年から15か年賦としてほしい旨述べた。被告K田は、原告請求金額は借用したことがなく、明治17年2月26日自分留守中にS村が自分の妻に証書押捺させたものであり、返済の義務は無いと抗弁した。原告は、15か年賦の申出を拒絶するとともに、K田は本件勧解の際には、S村と連印して15か年賦を求める上申書を差し出した事は間違いない、原告に債務がある事は明瞭である。判決は、被告申し分は相立ず、原告請求額の支払いを命じた(20510005・81にも掲載)。	原告 代人	○	本人
代人	甲賀郡長野村	F崎I松 (E47)	二重抵当につき損害賠償の詞訟。原告主張は、被告が所有地についてすでに訴外者の書入に供しているにもかかわらず、原告等からの金借500円の抵当を設定した結果、二重抵当となり、原告等の先取権を害し損害を与えたので賠償を求めたが、受け入れられず、勧解を経由して本訴に及んだ。被告主張は、該地所が二重抵当になっていたことは知らないと抗弁した。判決は、被告が債務の返済不能が生じていない現段階で、原告が貸金額の返済請求をしないまま、いきなり二重抵当による先取り権侵害の損害賠償をすることは当を得ないのは明らかである。従って、原告の請求は成り立たないので棄却するとした。	被告 代人	○	代言人
代兼人	滋賀郡長野村	U田K	貸金催促の詞訟。原告は、元利62円77銭の返還を求め、被告は金借したことは相違ないが、勧解中に25円は抵当地所を渡してこれに充て、即金5円を渡し、残金は毎月50銭で約束したので、原告が全部の請求をするのに対し応じ難い。判決は、被告陳述は確証がないので採用しがたいとして、原告請求の額を支払うように命じた。	原告 代人	○	代人
代人	甲賀郡長野村	O田B六	貸金催促の訴訟。原告の主張によれば、被告は、本件金借を認めながらも、一部利子8円を差入れて返済猶予を求めたことに対し原告がそれを認めたとして、皆済には応じられないとするが、同8円は別の借銀の利子を受け取ったものであり本訴とは関係ないし、また返済の延期を認めたこともない、とする。被告主張は、金借をしたことは間違いないが、利子として支払った8円を控除せず請求している点は不当であり、また返済延期の許諾をもらった、とする。判決は、被告の陳述には書証がなく採用できないとして、被告に対して原告請求金額を支払うように命じた。	原告 代人	○	代人
代人	甲賀郡長野村寄留	F崎I松 (E47)	貸金催促之詞訟。原告は、訴外Aに貸金し、その返済を求めて大津治安裁判所に出訴したが本人が三重県寄留のため裁判管轄違として取下げた。しかし契約(甲1)には本人不在他行の時は、被告兩人を受人として負担する特約があるので、被告に返還を求めた。被告は、甲1の本人不在他行とは、本人の所在が不明の時に負担すると言うことで、本人所在が明瞭である限り本人に請求すべきだと抗弁した。判決は、甲1は無利息貸金で、専ら負債主に利益あるものなので、その返還はもっとも誠実に履行されるべきであり、被告のように解するのは極端な議論であり、兩人に負担させるべきであるとして、被告に返済を命じた。	被告 代人	●	本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
3	20500076 ・41	18830320	大津 始審	愛知郡下 枝村	F野S平	代人	大津下堅 田町寄留	F崎I松 (E47)	蒲生郡常楽寺 村	D師J吉
4	20510005 ・81	18841225	彦根 支庁	神崎郡野 村	Y本T左 衛門	代人	神崎郡下 枝村	F崎I松 (E47)	愛知郡鯉江村 同外村	K田K藏 S村Z松
5	20500080 ・57	18881026	大津 始審	野洲郡江 頭村	I狩Y太 夫	代言人	大津下堅 田町	橋本甚吉 朗	甲賀郡長野村	T井G八 T井T助 T井S次郎 T井R左衛門 K藤O平
6	20500007 ・0065- 02	18881224	大津 治安	甲賀郡杵 原村	K川I三 郎	代人	甲賀郡長 野村	F崎I松 (E47)	滋賀郡長野村	U田G助 K崎S右衛門 U田K = 代兼
7	20500081 ・41	18890708	大津 始審	甲賀郡小 原村	K川I三 郎三郎	代人	甲賀郡長 野村	F崎I松 (E47)	甲賀郡長野村	O田B四郎
8	20500008 ・73	18891210	大津 治安	甲賀郡長 野村、当時 北区堂 島寄留	H T次郎				甲賀郡長野村 同堂村、当時 北区天満北亀 町寄留	I井C次郎 O田U八郎

資 料

被告・被控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)		判決概要	当該代理人の立場／ 勝敗／相手側		
		<p>貸金催促の訴訟。原告は、甲第1号証(甲1)にある約定返済を怠り、明治18年7月に該証の特約に基づき一時請求の勧解を出願したところ、明治17年分までの延滞金と甲第2号証を請求、勧解は済口となった。しかし再び返済を滞らせ、本件で残金と利子を請求するに至った。しかし、被告は現在非戸主として無能力ゆえ返済義務なしといっているが、それは成り立たず、被告本人に貸与した金を請求することは失当ではない。被告は、借用したことは相違ないが、明治18年7月に西岡勘次郎を以て一時返済したので甲1は過去の証文となり原告に請求の権利はなく、権利があるとしても利子請求は不当である。なぜなら本件貸借は無利子で、明治18年7月に勧解請願したが、年賦7回分、すなわち明治11年12月～17年12月までを請求したもので、残りはまだ期限が来ていないので、従前の年賦に立ち返るべきであり、また明治20年1月7日に次男に家督相続して無能力となったので、原告請求に応じ難い。</p> <p>判決は、①甲1はすでに終わった証文とすることについて被告は挙証できておらず、また西岡は勧解当時の被告の代人であり、これを被告本人とみれば、甲1による貸借が存在していることが明瞭である。また別の書証に期日一度でも滞らせば、皆済する云々の文言があり、被告の義務は免れない。非戸主でも無能力でなければ義務は免れない。②勧解を経て当該別の書証を請けた上は、以後は法律上の利子が生じるとみるべきである。以上から被告に対して原告請求通りの貸金返済を命じた。</p>	原告 代人	○	本人
		<p>貸金催促の訴訟。原告は、被告が貸金を返済しないので勧解を經由し、速かに返済せよと裁判があった。被告は、金借はその通りだが、目下金策できず返済できないと抗弁した。判決は、被告自身が返済義務を認めている以上返済を遷延することはできないので、速かに返済するよう命じた。</p>	原告 代人	○	本人
		<p>貸金催促の訴訟。原告は、被告に貸金したが期限が来ても返済しないので、勧解を経て本訴を請求した。被告は、金借は事実だが、手元難渋なので一部を差入れ残額は10ヶ年の年賦としたので、一時の皆済請求には応じられないと抗弁した。判決は、被告陳述を確証する書証がないので、被告に原告請求通りの支払いを命じた。</p>	原告 代兼	○	本人

明治前期民事判決原本における代人の活動事例

本稿事件番号／簿冊番号・簿冊内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人 (代兼を含む)		原告・控訴人代理人 (代言人・代人・代兼)			被告・被控訴人・引合人 ・参加人 (代兼を含む)	
9	20500009 ・ 21	18900419	大津 治安	甲賀郡水 口村	I 本 C 左 衛門 = 酒 造商	代人	甲賀郡長 野村	F 崎 I 松 (E47)	甲賀郡三雲村	B T 助
10	20550001 ・ 7	18900422	大津 治安 水口	甲賀郡水 口村	I 本 C 左 衛門 = 酒 造商	代人	甲賀郡長 野村	F 崎 I 松 (E47)	甲賀郡長野村	S 本 M つ
11	20500009 ・ 47	18900610	大津 治安	甲賀郡長 野村	I 井 T ヌ F 崎 I 松 (E47) = 代兼	代兼	甲賀郡長 野村	F 崎 I 松 (E47)	甲賀郡長野村	N 尾 D 三郎